

情報ひろば 4月

福祉

高齢社会課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

問 駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857-20-3453

☎ 0857-20-3404

各総合支所市民福祉課(☎10ページ)

【高齢者への配食サービス】

【容】栄養バランスに配慮した昼食の提供(週3回まで) 【対】ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、調理が困難な人 ※提供が必要か否かを判断するため、身体状況などを調査します
【料】1食500円(米飯含む) ※米飯なしは450円

【高齢者への日常生活用具購入費助成】

【容】次の3つの条件全てに該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成 【対】▽対象者：①おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者 ②認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人 ③市民税が非

重度障がい者(児)タクシー利用助成

平成28年度の重度障がい者(児)タクシー利用券(桃色)を交付します。利用券(初乗り運賃相当分)は、月当たり4枚、申請月から平成29年3月までの月数に応じた枚数をお渡しします(4月に申請の場合は、4枚×12カ月=48枚)。なお、平成27年度の利用券(水色)は、4月以降は利用できません。
【対】身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者で、4月時点で平成26年所得に係る所得税が非課税で、かつ、平成27年度の個人市民税が非課税の人。なお、平成28年7月以降に新たに要件

課税の世帯 ▽対象品目：電磁調理器(1台)、自動消火器(2台まで)のどちらか1品目 【額】電磁調理器(助成対象額3万円まで)、自動消火器(助成対象額2万円まで)の助成対象額のうち、10分の9に相当する額 ※申請には購入日、申請者名、購入品名、販売店舗名の記入された領収書が必要
【安心ホットライン事業(緊急通報受信サービス)】

【容】急病などの緊急時に通報する装置を設置し、通報を受信した際は協力員などが急行して容態確認などを行います。 ※利用には協力員2人以上の登録が必要 【対】おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯など 【料】3000円/月、または800円/月(所得に応じて異なります)

【老人クラブへの助成】

【容】高齢者自身の生きがいを高め、健康づくりやボランティアなど地域を豊かにする活動を行う老人クラブの活動費の一部助成 【条】おおむね60歳以上の会員30人以上で組織されていること
☎ 0857-20-3451

認知症の人と家族の集い

〜毎月第2金曜日開催〜
【時】4月8日(金) 10:00~12:00
【所】ささなか会館(富安二丁目)
【容】認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
【料】無料

に該当となる場合は相談ください。 ※申請には、該当の障害者手帳、印鑑が必要です。
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎ 0857-20-3474
☎ 0857-20-3406

児童家庭課からのお知らせ

【ひとり親家庭の児童の入学支度金】
【対】ひとり親家庭で平成28年4月に小・中学校に入学する児童のいる所得税(26年中)非課税世帯(生活保護世帯は対象外) 【額】1万円/児童1人 【受】4月8日(金)~22日(金) 【時】印鑑(認印)、保護者名義の銀行預金通帳(銀行名・支

問 駅南庁舎高齢社会課地域包括ケア推進室
☎ 0857-20-3453
☎ 0857-20-3404
認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。
認知症コールセンター
毎週月~金 10:00~18:00
☎ 0859-37-6611
認知症疾患医療センター(渡辺病院)
☎ 0857-39-1151

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

【時】4月13日(水) 10:00~12:00
【所】駅南庁舎第一会議室 【対】家族介護者または介護に関心のある人 【容】脳活性化体験 京都市スリーA(あかるくあたまをつかっつて あきらめない) 【料】200円(資料代)
【募】4月11日(月)まで
問 スマイル・スマイル事務局(駅南庁舎地域包括ケア推進室内)
☎ 0857-20-3453
☎ 0857-20-3404

障がいの日常生活用具の給付

鳥取市日常生活用具給付事業の給付品目などを一部改正しました。
一部給付品目の対象者の変更
1 ストマ用装具
【対象者】従来の対象者に加え、医師の診断書により必要と証明された人

店名・口座番号の分かるもの)
① 児童扶養手当を受給している人
↓「児童扶養手当証書」を持参
② 母または父の死亡により遺族年金を受けている人 ↓「遺族年金証書」を持参
③ 右記①、②以外は戸籍謄本を持参
※①、②の場合、戸籍謄本は不要。
なお、この他にも証明書が必要となる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

保育料多子世帯の軽減拡大

【時】0857-20-3405
【時】0857-20-3465
1 世帯から2人以上保育所に通っている2人目の児童の保育料について、年収約360万円未満の世帯に対しては無償とし、年収約360万円以上の世帯に対しては8割に軽減拡大します。なお、第3子以降の保育料は、すでに無償にしています。
その他さまざまな保育料軽減制度があります。詳しくは4月下旬に対象者に通知します。

赤十字の活動にご協力を

日本赤十字社は、世界190の国と地域に設立されている赤十字社・赤新月社の1つとして、人道的任務を達成することを目的として活動しています。その活動は、市民のみならずからの資金提供で支えられています。

2 居宅生活動作補助用具(住宅改修) 【対象者】従来の対象者に加え、視覚障がい3級以上の人
給付品目の追加
1 人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセス)

【対象者】聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受け、5年以上経過している人
【助成】30万円を上限として9割を助成

2 音声ガイド付き携帯電話 【対象者】視覚障がい2級以上で、16歳以上の人
【助成】5万9千円を上限として9割を助成

3 音声色彩別装置 【対象者】学齢期以上で、視覚障がい2級以上の人
【助成】4万7千円を上限として9割を助成

4 ガス漏れ警報器(遮断機) 【対象者】視覚・聴覚・下肢・体幹機能の障がいの程度が2級以上の人、知的障がいA・精神障がい1級を有する人
【助成】2万円を上限として9割を助成

参考資料：鳥取市障がい者(児)日常生活用具給付事業実施要綱
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎ 0857-20-3474
☎ 0857-20-3406
各総合支所市民福祉課(☎10ページ)

活動へ資金協力をお願いします

赤十字事業に賛同し、毎年、資金協力していただく社員(会員)による「社費」と、広くご提供いただく「寄付金」を併せて、「社費」として活動資金を募っています。今年度も、自治会・町内会を通じて活動資金を募りますので、ご協力をお願いします。なお、個別に活動資金募集に応じていたただける場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

お知らせ

勤労青少年ホーム体育館利用中止

鳥取市勤労青少年ホーム体育館は、大路川広域河川改修事業(鳥取県施工)ともない、平成28年4月より解体工事に着手するため、平成28年3月31日をもって利用を中止しましたのでお知らせします。
「迷惑をおかけしますが、大雨による堤防決壊対策および洪水被害の低減対策を目的とした河川改修事業に、ご理解と協力をよろしく願います」
問 第二庁舎生涯学習・スポーツ課
☎ 0857-20-3373
☎ 0857-20-3364

☎ 0857-20-3364